

平成27年度「いか」の輸入割当てについて（追加）

上記の件について、下記により輸入割当てを行います。

記

【注意】

- 本輸入発表は、平成27年度「いか」の輸入発表（平成28年3月11日付け輸入発表第20号をいう。以下同じ。）の追加割当てです。
- 商社割当てA1（実績割当て）及び漁業者割当ての申請受付日等につきましては、平成28年度「いか」の輸入発表（平成29年2月発表予定。以下同じ。）において通知します。
- 本輸入割当ては、原則として対外決済を伴う場合を対象としております。本邦から無償で輸出し、委託加工契約により加工した輸入貨物については、「特殊事由による貨物の輸入について」（輸入注意事項55第90号）に基づく申請手続きをしてください。
申請書類の提出時に、書類の審査を行いますので、申請内容を十分理解した方が御来省ください。なお、郵送による申請は原則として認められません。
書類審査においては、申請書類を持参する者の身分確認を行いますので、申請書類を持参する方は、別紙に従い作成した書類1通及び本人を確認できる書類（社員証、運転免許証、健康保険証、旅券（パスポート）、年金手帳、個人番号カード等。名刺は不可。）を併せて御用意ください。
なお、申請書類の不備等の場合又は申請者以外の者による申請が判明した場合は失格となりますので、十分御注意ください。
- 保税地域内での水産物輸入割当品目の売買行為は、「輸入割当て枠貸し」防止の観点から、原則として認めていません。（認められる場合については、次のアドレスに掲載されたPDFファイルを参照してください。）
http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/download/import/2006/20060714_111_im.pdf

<水産物に係る輸入承認の有効期間の最大延長可能期間の明確化について>

本輸入発表に係る輸入割当て証明書に基づき取得した輸入承認証の有効期間は、原則6か月です。なお、審査基準に照らして特に必要があると認められる場合には6か月を超えない範囲内においてその有効期間を延長することができますが、輸入承認証に切り替えた日から起算して24か月を超える再延長はできません。

1 輸入割当ての対象範囲及び申請に用いる数量単位

実行関税率表の番号等	商 品 名	申請に用いる数量単位
03・07	活、生鮮、冷蔵、冷凍、塩蔵及び塩水づけのいか	キログラム

2 輸入割当方式及び輸入割当限度数量

輸入割当方式	輸入割当限度数量(メトリック・トン)
商社割当てA1(実績割当て)	8,170
需要者割当て	8,930
漁業者割当て	1,900
計	19,000

3 原産地

本輸入発表に基づき輸入することができる国又は地域は別表のとおりとする。

4 申請受付期間及び受付場所(電子申請手続の申請受付期間については6を参照のこと。)

(1) 商社割当てA1(実績割当て)

申請受付日及び受付場所は、平成28年度「いか」の輸入発表において通知

(2) 需要者割当て

平成29年1月12日から平成29年4月11日までの毎週火曜日及び木曜日(ただし、行政機関の休日(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項各号に掲げる日をいう。以下同じ。)を除く。)の午前10時から午前11時45分まで

受付場所は、貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課・農水産室申請受付窓口：経済産業省本館14階西8

(3) 漁業者割当て

申請受付日及び受付場所は、平成28年度「いか」の輸入発表において通知

5 申請者の資格及び申請手続等

(1) 商社割当てA1(実績割当て)

申請者の資格、申請書類及び割当基準等については、平成28年度「いか」の輸入発表において通知

(2) 需要者割当て

① 申請者の資格

水産庁長官から発注限度内示書(以下「内示書」という。)の発給を受けた者から発注を受けた者

② 申請書類(電子申請手続の添付書類については6を参照のこと。)

(a) 輸入割当申請書(2通)

(b) 内示書に基づく発注書の原本及びその写し

(c) 申請書類を持参する者が申請者(代理者が申請手続を行う場合は代理者)の社員であることを証明する書類(別紙)

(d) 代理者が申請手続を行う場合は委任状

(e) その他審査に必要と認められる書類

(注) 上記提出のあった書類の「原本」は、確認後直ちに返却する。

③ 内示書の交付

平成28年12月21日付け28水漁第1139号「「いか」発注限度内示書発給要領」に定め

るところによる。

④ 割当基準

5の(2)の②又は6の(3)の②により提出された内示書に基づく発注書に記載された数量の範囲内で申請のあった数量を割り当てる。

⑤ その他の注意事項

ア 2以上の団体から発注を受けた申請者は、発注書に記載された数量をまとめて、1申請で提出しなければならない。

イ 本輸入発表に係る輸入割当証明書と当該証明書に基づき取得した輸入承認証の有効期間は各々原則6か月である。

ウ 本輸入発表に基づき輸入割当てを受けた者は、「いか」発注限度内示書発給要領に基づき、各月の輸入の有無にかかわらず、輸入通関実績報告書等を、各発注者を通じて水産庁漁政部加工流通課へ提出しなければならない。なお、当該報告書の内容については、オに記載する公表のため、水産庁から貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課農水産室に提供される。

エ 輸入通関実績報告書等の提出を行わなかったときは、次年度の輸入割当てを行わないことがある。

オ 本輸入発表に基づき輸入割当てを受けた者については、割当て後に氏名(会社名)、住所及び当該割当品目の割当数量を公表する。

また、当該輸入割当てに対する輸入通関実績(消化実績)についても、別途公表する。

(3) 漁業者割当て

申請者の資格、申請書類及び割当基準等については、平成28年度「いか」の輸入発表において通知

6 輸入貿易管理規則第2条の2に規定する電子情報処理組織を使用した電子申請手続

電子申請を行う場合には、輸入貿易管理規則(昭和24年通商産業省令第77号。以下「輸入規則」という。)の規定による「電子情報処理組織を使用して行う特定手続等の運用について」(平成12年3月31日付け平成12・03・17貿局第4号・輸出注意事項12第15号・輸入注意事項12第8号。以下「運用通達」という。)及び「電子情報処理組織を使用して行う特定手続等に係る申請項目について」(平成22年2月16日付け平成22・02・04貿局第2号・輸出注意事項22第4号・輸入注意事項22第5号)の規定を準用すること。

なお、この場合においては、以下に注意すること。

(1) 申請時に必要となる情報

① 品目コード

CS

② 申請受付窓口及び申請部署コード

貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課農水産室 SAE

(2) 申請受付期間

① 商社割当てA1(実績割当て)

申請受付日は、平成28年度「いか」の輸入発表において通知

② 需要者割当て

平成29年1月12日から平成29年4月11日まで

- ③ 漁業者割当て
申請受付日は、平成28年度「いか」の輸入発表において通知

- (注1) 申請データの経済産業省への到着が平日の午後3時30分を過ぎた場合は、その日の申請とはみなさず、翌営業日から申請データの確認を行うものとする。
(注2) 申請受付最終日の午後3時30分までに経済産業省に申請データが到着したものを、申請受付期間内に申請されたものとする。

(3) 添付書類

- ① 運用通達に規定する別紙参考様式第1による、申請者本人が申請にあたって提出すべき書類は原本と相違ないことを誓約した書類（以下「原本証明書」という。）
② 需要者割当てを申請する場合
(a) 内示書に基づく発注書及びこれに係る原本証明書
(b) その他審査に必要と認められる書類
③ 輸入規則別表第2で定める輸入割当証明書の交付を希望する場合には、運用通達に規定する交付依頼書（様式自由）

- (注1) 添付書類等については、申請受付窓口にて持参又は郵送で提出することができる。
(注2) 商社割当てA1（実績割当て）及び漁業者割当ての電子申請を行う場合の添付書類は、平成28年度「いか」の輸入発表において通知する。

(4) その他

新たに電子申請を行うことを希望する者は、「特定手続等に係る申請者の届出について」（平成12年3月23日付け平成12・03・15貿局第2号・輸出注意事項12第12号・輸入注意事項第12第7号）に従い、輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社からNACCS利用者IDを取得した上で、次の窓口に必要な届け出を行うこと。

<電子申請届出受付窓口>

貿易経済協力局貿易管理部貿易管理課（システム管理係）

〒100-8901

東京都千代田区霞が関1丁目3番1号

電話 03（3501）0538

ホームページ：

http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/05_naccs/naccs.html

7 本輸入発表に関する問い合わせ先

貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課農水産室（水産班）

〒100-8901

東京都千代田区霞が関1丁目3番1号

電話 03（3501）0532

ホームページ：

http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/03_import/04_suisan/importquota.html

〔別 紙〕

平成 年 月 日

経済産業大臣 殿

申請者名
記名押印
又は署名
資 格

下記の者は当社の社員であることを証明し、平成28年12月21日付け輸入発表第16号に基づき、「いか」（追加）の輸入割当てを申請します。

なお、下記の者が当社の社員以外の者と判明した場合には、いかなる措置を講じられても異存ありません。

記

役職名

氏 名

（注）用紙は、A列4番縦長とすること。

(別表)

原産地一覧表

(アジア州)

アラブ首長国連邦、イエメン、イスラエル、イラン、インド、インドネシア、オマーン、カンボジア、クウェート、サウジアラビア、シンガポール、スリランカ、タイ、台湾、大韓民国、中華人民共和国、トルコ、日本、バーレーン、パキスタン、バングラデシュ、東ティモール、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、モルディブ、ヨルダン、香港、マカオ

(ヨーロッパ州)

アイスランド、アイルランド、アルバニア、イタリア、英国、エストニア、オランダ、キプロス、ギリシャ、ジョージア、クロアチア、スウェーデン、スペイン、スロベニア、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベルギー、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポルトガル、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、マルタ、ラトビア、リトアニア、ルーマニア、フェロー諸島

(北アメリカ州)

アメリカ合衆国、アンティグア・バーブーダ、エルサルバドル、カナダ、グアテマラ、グリーンランド、グレナダ、コスタリカ、ジャマイカ、セントクリストファー・ネイヴィス、セントルシア、ドミニカ、ドミニカ共和国、トリニダード・トバゴ、ニカラグア、ハイチ、パナマ、バルバドス、ベリーズ、ホンジュラス、メキシコ

(南アメリカ州)

アルゼンチン、ウルグアイ、エクアドル、ガイアナ、キューバ、コロンビア、スリナム、チリ、ブラジル、ベネズエラ、ペルー、フォークランド諸島、仏領ギアナ

(アフリカ州)

アンゴラ、エジプト、ガーナ、ガボン、カメルーン、ギニア、ギニアビサウ、ケニア、コートジボワール、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、シエラレオネ、ジブチ、セネガル、タンザニア、チュニジア、トーゴ、ナイジェリア、ナミビア、ブルキナファソ、ベナン、マダガスカル、南アフリカ共和国、モーリシャス、モーリタニア、モザンビーク、モロッコ

(大洋州)

オーストラリア、キリバス、サモア、ソロモン、ツバル、トンガ、ナウル、ニュージーランド、バヌアツ、パプアニューギニア、パラオ、フィジー、マーシャル、ミクロネシア、北マリアナ諸島(米)、グアム(米)、クック、その他のオーストラリア領、トケラウ諸島、ニウエ、ニューカレドニア(仏)、仏領オセアニア、仏領ポリネシア、米領オセアニア、米領サモア

「いか」発注限度内示書発給要領

平成28年12月21日付け輸入発表第16号に基づく「いか」の発注限度内示書（以下「内示書」という。）の発給は、下記によって行う。

記

1. 内示書の発給

(1) 内示書発給申請書の提出先

水産庁漁政部加工流通課

電話 03-3501-1961

FAX 03-3591-6867

(2) 内示書発給申請書の提出期限

平成29年1月5日

(3) 内示書発給申請資格者

全国水産加工業協同組合連合会

全国いか加工業協同組合

全国珍味商工業協同組合連合会

全国調理食品工業協同組合

日本水産缶詰工業協同組合

全国給食事業協同組合連合会

全国漁業協同組合連合会

全国蒲鉾水産加工業協同組合連合会

(4) 提出書類

発注限度内示書発給申請書 1部

配分先計画書（別紙様式1） 1部

(5) 内示書の発給基準

① 申請数量が内示書発給予定数量の範囲内のときは、申請数量によって発給する。

② 申請数量が内示書発給予定数量を超えるときは、発給予定数量によって発給する。

(6) その他の事項

① 本要領により内示書の発給を受けた者は、当該輸入いかの取扱いについて水産庁長官の指示に従わなければならない。

② 本要領により水産庁長官が必要と認めるときは、(4)に掲げる書類以外の書類の提出を求めることがある。

2. 発注方法等

(1) 内示書の発給を受けた者は、以下の方法で発注を行わなければならない。

① 加工業者等の要望等に基づき、原材料としていかを供給するため、輸入商社等に対して発注を行うこと。

② 発注を行うに当たっては、発注を受ける者が自ら輸入通関することが確実にできると認められることを、有価証券報告書又は法人の登記簿謄本等により確認すること。また、過去の「いか」の輸入発表に基づき需要者割当てを受けた者については、3.の実績報告が提出されていることを確認すること。

③ 平成25年度「いか」の輸入発表（平成26年2月26日付け輸入発表第19号）に基づき需要者割当てを受けた者のうち、当該輸入割当てを受けた日から平成27年12月31日までにいか輸入通関実績（消化実績）が当該輸入割当て数量の80%未満の者について、合理的な理由がないと認められる場合は、今年度の発注数量は当該輸入通関実績（消化実績）を上限とする。

(2) 内示書の発給を受けた者は、必要に応じて修正した配分先計画書とともに、別紙様式2により商社別発注数量を水産庁へ提出することとする。

3. 実績報告

(1) 内示書の発給を受けた者から発注を受けた者は、輸入の有無にかかわらず、毎年、1月、4月、7月、10月の各月10日までに、前3ヶ月分の輸入通関実績をまとめて、発注元である内示書の発給を受けた者へ提出することとする。また、内示書の発給を受けた者は、当該輸入通関実績を取りまとめの上、別紙様式3により同月15日までに水産庁へ提出することとする。なお、当該報告書の内容については、「平成27年度「いか」の輸入割当てについて（追加）」（平成28年12月21日付け輸入発表第16号）5の(2)の⑤のオに記載する公表のため、水産庁から経済産業省貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課農水産室に提供される。

(2) 内示書の発給を受けた者は、毎年、12月末までの割当年度ごとの輸入通関実績等を、1月15日までに別紙様式4及び5により水産庁に提出することとする。

(3) (1)において、発注を受けた者は、輸入通関実績がある場合は、当該輸入通関実績に係る輸入承認証の写しを併せて提出することとする。これを受けて、発注元である内示書の発給を受けた者は、確実に輸入通関が行われたことを確認の上、(1)の書類と併せて水産庁に提出することとする。

(4) 発注を受けた者は、輸入通関実績に係る提出を行わなかったときは、次年度の輸入割当てが行われないことがある。

平成 年 月 日

水産庁長官 殿

団体名 印

平成27年度 「いか」(追加)商社別発注数量

平成28年12月21日付け28水漁第1139号により当団体宛に発給された「いか」(追加)発注限度内示書に係る発注を以下のように行います。

発注年月日	発注先商社名	発注数量(トン)
	合 計	

「いか」輸入通関実績報告書
平成 年 ～ 月分

需要者割当内示書発給申請用

団 体 名

(1) 年度別消化状況

割当年度/期	25年度	26年度	27年度	合 計
割当数量				
既報告分				
今回報告分				
計				
失 効				
差し引き有効数量				

(2) 平成 年 月の輸入通関実績

輸入者	割当年度	IQ番号	有効・失効の別	品 名	通関年月日	通関数量(kg)	通関金額	輸入先国														
	25年度				小計																	
									26年度													
																27年度						
	小 計																					
										小計												
																	小計					

